

無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設等に関する 指定都市市長会提言

地域で受け継がれてきた有形無形の文化財は、担い手や所有者をはじめとした関わる人々の努力により維持継承されるとともに、文化財保護法等に基づく諸制度や地方自治体における様々な制度によって継承され守られてきた。

その中で、無形の文化財は、平成18年のユネスコの無形文化遺産保護条約発効や、平成27年の日本遺産制度創設などにより、継承の機運が高まる一方で、少子高齢化や生活様式の変化等による担い手の減少などにより、その継承が困難な状況となっている。

今般、社会状況の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、芸能に関する公演、地域の伝統行事等の中止又は延期が相次いでいることなどを踏まえ、文化審議会文化財分科会企画調査会において、現状認識及び課題に対応する方針として、新たな制度的措置を講じる必要性が示された。また、あわせて生活文化等、多様な文化財の保存・活用の必要性も示された。

これを受け、国においても無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を創設するとともに、文化財保護法上の制度として地方自治体による文化財の登録制度を位置付ける文化財保護法改正案が閣議決定されたところである。

地域コミュニティの維持や活性化、固有の文化の継承に大きな役割を果たしてきた無形の文化財を今後も確実に継承していくこと、人々の生活を豊かにする生活文化等の多様な文化財に向き合うことは、地方創生を進めていくに当たって極めて重要である。

以上を踏まえ、下記のとおり要望する。

記

1 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設並びに財政支援

現行の指定制度を補完し、幅広く保存と活用を図っていくため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を早急に創設すること。

また、登録された文化財を対象とする補助金の創設、専門職員の配置と育成及び既存支援事業の拡充等、地方自治体への財政支援、円滑な運営のための諸規則等の早期整備並びに国による積極的な指導・助言体制の構築等を行うこと。

2 地方自治体が実施する未指定文化財の保存・活用への財政支援

未指定の文化財に対する保存・活用の取組を促進するため、各地方自治体において、登録制度の創設等、地域の特性や実情に応じた様々な取組が行われているところである。ついては、制度化を期する地方自治体に対する円滑な登録制度創設に向けた支援を含め、各地方自治体が実施する未指定の文化財に対する多様な保存・活用の取組への継続的かつ確実な財政支援を行うこと。

令和3年2月15日
指定都市市長会